

航空運賃還付の手続き



(沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業)

1. チケット購入

〈 小 児 〉	〈 身体障がい者 〉
離島割引運賃 または 小児運賃	離島割引運賃 または 障がい者割引運賃

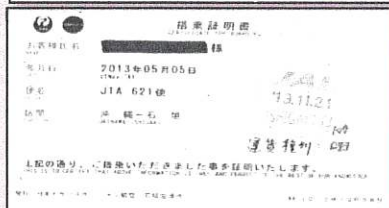
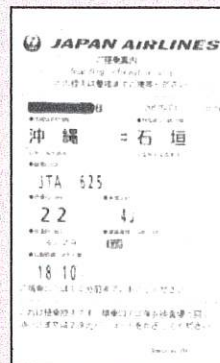


2. 航空機利用

3. 還付請求手続き (石垣市役所 市民課)

〈 必要書類等 〉

① 「搭乗券・ご搭乗案内・搭乗証明書」の原本 (運賃種別の記載のあるもの)



② 領収書 (宛名は、請求者または搭乗した本人名)

※①または②で運賃種別の記載があることが必要です。

③ 対象者 (小児 3歳～小学校6年生・身体障がい者) の離島住民カード

④ 対象者 または 保護者の 通帳

⑤ 申請者 (窓口に来る方) の本人確認ができるもの (免許証 等)

⑥ 印鑑 (シャチハタは不可)

(⑦) 障がい者の方は 障がい者手帳・療育手帳

(※同伴者がいる場合は同時請求をお願いします。)

4. 指定口座への還付金振込

